

軽減制度(高額介護サービス費・負担限度額)について 〔令和3年8月改正内容反映版〕

<施設サービス利用費について>

介護施設等(※)を利用される際には、下記の利用費の負担が発生します。

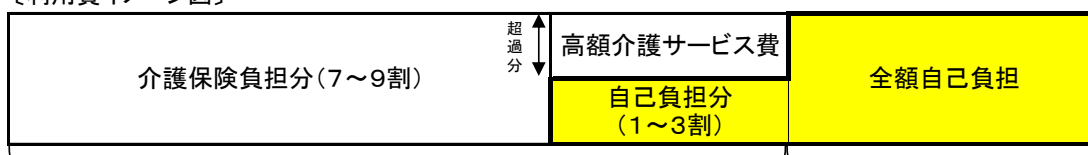
①介護サービス費

利用者の所得に応じ、**1割・2割・3割**の自己負担割合が設定されています。
(負担割合は毎年更新されます。お持ちの負担割合証をご確認ください)

②居住(滞在)費・食費

施設ごとに設定される費用で、原則**全額自己負担**になります。
(利用される施設・部屋等により金額が異なりますので、各施設にお問い合わせください)

〔利用費イメージ図〕



①介護サービス費(介護保険適用)

②居住(滞在)費・食費

- (※) ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設(老健施設)
 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)
 ○介護療養型医療施設(療養型病床) ○介護医療院
 ○短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

<高額介護サービス費について>

介護サービス費自己負担額の1か月の合計額が、下表の各段階の上限額を超えた場合、
超えた金額を後から利用者に支給(返還)する制度です。

利用者負担段階区分		利用者負担月額上限
第6段階	課税所得690万円以上	世帯: 140,100円
第5段階	課税所得380万円～課税所得690万円未満	世帯: 93,000円
第4段階	市民税課税世帯～課税所得380万円未満	世帯: 44,400円
第3段階	世帯の全員が市民税を課税されていない人で、 前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	世帯: 24,600円
第2段階	世帯の全員が市民税を課税されていない人で、 第3段階以外の人	世帯: 24,600円
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、 老齢福祉年金受給者	個人: 15,000円
	生活保護受給者等	個人: 15,000円

(申請方法)

- 対象者に対してお知らせと申請書を送付しますので、振込口座を記入して提出ください。
※一度申請していただければ、以降は自動的に指定口座に振込いたします。

(注意点等)

- 上限を超えた額については、市が取りまとめて計算し、約4か月後に振込いたします。
※一旦は負担割合(1～3割)に応じた全額を支払っていただきます。
- 申請書(振込口座指定)の提出がなければ振込できません。

<負担限度額について>

施設利用費のうち、全額自己負担となる居住(滞在)費・食費について、下記の要件に該当する方は自己負担額が一部減額となる制度です。(事前申請要、審査あり)

(制度対象者)

- ・世帯員全員が**市民税非課税**であること
(※市民税課税の配偶者がいる場合、世帯を分離されていても本制度の対象外となります。)
- ・預貯金(有価証券、現金等含む)が各段階の上限額以内であること

段階	対象者	預貯金額上限
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円未満 (夫婦で2,000万円)
第2段階	・合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が80万円以下の人	650万円未満 (夫婦で1,650万円)
第3段階	① 合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が80万円超120万円以下の人	550万円未満 (夫婦で1,550万円)
	② 合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が120万円超の人	500万円未満 (夫婦で1,500万円)

令和3年8月より

(1日あたりの利用者負担額)

段階	食費		居住費等				
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円	
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円(420円)	370円	
第3段階	①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
	②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります。

(申請方法)

- ①下記書類を高齢介護課 介護保険係に提出してください。

- 【必要書類】
- ・申請書、同意書(窓口または市HPから取得)
 - ・本人及び配偶者名義の全ての預金通帳の写し(見開きページ、最新2か月の取引内容)
 - ・有価証券等の評価額がわかる証券等(有価証券をお持ちの場合)

- ②提出から1週間程度で審査結果を郵送いたします。承認の場合は認定証を同封します。

(注意点等)

- ・認定は申請(窓口または郵便で受理)のあった日の月の初日から適用です。
例)8月31日に申請 → 8月1日から適用
※既に施設を利用されている場合でも、月をさかのぼっての適用はできません。
⇒必ず利用開始された月末までに申請いただくようご注意ください。
- ・施設を利用の際は、必ず施設に認定証を提出してください。提出がなければ軽減されません。
- ・令和3年8月より限度額認定要件、段階区分等が大幅に変更になっています。
更新申請される方は特にご注意ください。(別紙パンフレットを参照ください)

<お問い合わせ先>

城陽市役所 高齢介護課 介護保険係 0774-56-4043(直通)
平日 午前8時30分 ~ 午後5時15分